相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市若松東二丁目二番地四、最後の住所愛知県岡崎市上里一丁目六番地二六
被相続人　亡　渡邊　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

愛知県岡崎市三崎町一ノ三〇
相続財産管理人　弁護士　蜂須賀邦夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市大井町かすみケ丘八〇番地二九、最後の住所大阪府大阪市中央区島町一丁目四番七―八〇一号
被相続人　亡　大島　孝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市池田町サラダ一七四三番地、最後の住所大阪府豊中市柴原町二丁目一三番七号
被相続人　亡　山田　寛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一三階
相続財産管理人　弁護士　田村　展靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市四番丁三六番地、最後の住所大阪市港区弁天三丁目五番一二号
被相続人　亡　清水美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階
相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市高井田本通二丁目一三番地二、最後の住所大阪府東大阪市高井田中四丁目一番一七号
被相続人　亡　上田　富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市大津町大代六七一番地、最後の住所兵庫県神戸市西区北山台三丁目七番八号
被相続人　亡　髙田とみの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

兵庫県明石市樽屋町七番二二号　リベール明石Ⅰ四〇一号
相続財産管理人　司法書士　中島　義宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡時津町西時津郷八三五番地、最後の住所兵庫県西宮市津門西口町八番一一号
被相続人　亡　柿田　サミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八―一ゆとり生活館ＡＭＩＳ五Ｆ
相続財産管理人　弁護士　津久井　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市川上町下大竹三二三番地、最後の住所広島県福山市引野町北三丁目一七番二三号
被相続人　亡　川上　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所広島県福山市大門町一丁目二三番三四号　相続財産管理人　児玉かおり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市名東町一丁目一六六番地一、最後の住所徳島市名東町一丁目一六六番地の一県営東団地一号一三一号室
被相続人　亡　森　信裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

徳島市中徳島町二丁目一七番
相続財産管理人　弁護士　後藤田芳志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市小松町新屋敷甲二〇九番地第一、最後の住所愛媛県西条市小松町妙口甲一番地一小松の里　被相続人　亡　宇野　忠惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

愛媛県四国中央市寒川町二三六九番地一
相続財産管理人　高橋　隆晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市勝連南風原一六二番地、最後の住所兵庫県尼崎市水堂町四丁目三番一〇―四〇九号
被相続人　亡　仲本　昌雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月四日

事務所沖縄県うるま市字喜屋武三二五番地五
相続財産管理人　安座間　篤

第30期決算公告

平成27年5月27日

埼玉県ふじみ野市福岡２丁目２番１号
株式会社ＤＮＰエル・エス・アイ・デザイン
代表取締役　坂本　弘正

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,215	流動負債	282
固定資産	60	（賞与引当金）	(84)
		固定負債	77
		（退職給付引当金）	(73)
		負債合計	**359**
		株主資本	1,916
		資本金	100
		利益剰余金	1,816
		その他利益剰余金	1,816
		（うち当期純利益）	(41)
		純資産合計	**1,916**
資産合計	**2,275**	**負債・純資産合計**	**2,275**